

支給認定の手続について

- 都道府県は、指定難病の患者又はその保護者からの申請に基づき、当該患者が特定医療の対象になると認められる場合には支給認定を行う。

支給認定の申請手続

《申請書の記載事項》

- ・ 患者の氏名、性別、居住地、生年月日、連絡先
- ・ 患者の保護者が申請する場合は、保護者の氏名、居住地、連絡先、患者との続柄
- ・ 指定難病の名称
- ・ 患者が加入する医療保険等に係る情報
- ・ 支給認定基準世帯員の氏名
- ・ 治療先として希望する指定医療機関の名称、所在地
- ・ 「高額かつ長期」等の自己負担上限額に関する事項に該当するかの別
- ・ 医療保険の同一世帯内の指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の有無

等

